

## 蓮田市人・農地プラン策定検討会設置要綱

平成25年1月22日

市長 決 裁

(設置)

第1条 集落・地域において、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現するため、「人・農地プラン」を策定することとし、同検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について審査・検討を行う。

- (1) 人・農地プランの妥当性等に関すること。
- (2) その他人・農地プランの作成に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討会の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農業法人経営者
- (3) 集落営農の代表者
- (4) 女性農業者
- (5) 農産加工組織の委員
- (6) 農業再生協議会の委員
- (7) 農業協同組合の役員
- (8) 土地改良区の役員
- (9) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、環境経済部農政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。